

## 第 25 章 その他



資料番号 25-1

〔県健康福祉部 福祉政策課〕

## 福祉施設一覧

（令和 7 年 1 2 月 3 1 日現在）

施設区分	施設種別 ※1	設置数	定員数	備考
児童関係施設	助産施設	9	204	
	乳児院	1	24	
	母子生活支援施設	7	116	
	児童養護施設	4	174	
	児童心理治療施設	—	—	
	児童自立支援施設	1	26	
	児童自立生活援助事業所	6	32	
	小規模住居型児童養育事業所	4	23	
	児童相談所一時保護施設	1	22	
	保育所・認定こども園等 ※2	301	22,770	令和 7 年 4 月 1 日現在
	放課後児童クラブ	314	13,013	令和 7 年 5 月 1 日現在
	児童厚生施設	69	—	
	地域子育て支援拠点	51	—	
	子育て短期支援事業を行う施設	11	—	
	一時預かり事業所	259	881	
	病児保育事業所	84	237	
	産後ケア事業を行う施設	1	2	
障害児関係施設	児童発達支援	51	477	
	医療型児童発達支援	0	0	
	放課後等デイサービス	116	1082	
	福祉型障害児入所施設	4	65	
	医療型障害児入所施設	2	260	
	障害児相談支援	74	—	
高齢者関係施設	老人短期入所施設	278	6,921	単独型・併設型のみ
	養護老人ホーム	15	1040	令和 7 年 4 月 1 日現在
	特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）	163	8,594	
	軽費老人ホーム	44	1146	令和 7 年 4 月 1 日現在
	認知症高齢者グループホーム	195	2,722	
	生活支援ハウス	18	239	令和 7 年 4 月 1 日現在
	介護老人保健施設	52	4,941	
	介護医療院	7	436	
	小規模多機能型居宅介護事業所	58	1,514	
	看護小規模多機能型居宅介護看護事業所	10	290	
	有料老人ホーム	119	3,056	
	サービス付高齢者向け住宅	74	1,882	
障害者関係施設	障害者支援施設	45	2,909	
	共同生活援助	104	1,571	
	短期入所	108	—	
	療養介護	3	330	
女性保護関係施設	女性自立支援施設	1	6	
	女性相談支援センター一時保護施設	1	15	
その他施設	救護施設	2	205	
	更生施設	—	—	
	宿所提供施設	—	—	
計		2,667	77,225	

※1 施設種別は、令和 6 年 11 月 6 日付け子ども家庭庁長、厚生労働省社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」による。

※2 保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園並びに児童福祉法 34 条の 15 第 1 項又は第 2 項に基づく小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所。

## 耕作面積及び主要農作物収穫量の現状

## 【耕作面積（令和6年）】

（単位：ha）

区分	田	普通畑	樹園地	牧草地	計
面積	127,700	11,900	2,040	3,890	145,600

## 【主要農作物の収穫量（令和6年）】

（単位：トン）

品目	収穫量	品目	収穫量	品目	収穫量
米	490,000	きゅうり	8,750	だいこん	12,100
大豆	11,300	はくさい	4,990	りんご	18,600
ばれいしょ	—	キャベツ	—	たばこ	101

## 防災重点農業用ため池箇所数

（令和7年12月現在）

地域	市町村名	ため池 総数 (箇所)	防災重点農業用ため池 (箇所)	備考
鹿角	鹿角市	35	11	
	小坂町			
北秋田	大館市	123	52	
	北秋田市	135	71	
	上小阿仁村	4		
山本	能代市	100	25	
	藤里町	16	7	
	三種町	240	55	
	八峰町	17	2	
秋田	秋田市	345	150	
	男鹿市	142	64	
	潟上市	60	25	
	五城目町	51	36	
	八郎潟町	7	4	
	井川町	64	18	
	大潟村			
由利	由利本荘市	543	198	
	にかほ市	73	44	
仙北	大仙市	360	109	
	仙北市	34	9	
	美郷町	47	25	
平鹿	横手市	161	111	
雄勝	湯沢市	33	14	
	羽後町	78	19	
	東成瀬村	1		
計		2,669	1,049	

## 防災重点農業用ため池の選定基準

ア ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの

イ ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がありかつ貯水量1000m<sup>3</sup>以上のものウ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5000m<sup>3</sup>以上のもの

エ 上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地の土質及び地形等から、都道府県又は市町村が特に必要と認めるもの

